

第2章 感染症及び食中毒統計

§1 一類、二類、三類、四類及び五類感染症等

医療技術の進歩により、多くの感染症が克服されてきた一方で、新たな感染症の出現や既知の感染症の再興により、感染症予防に関する施策の抜本的な見直しが必要となり、平成11年4月「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症法」という。)が「伝染病予防法」にかわり新たに施行された。

感染症法では、発生した場合の危険性等から全112疾病について一類から五類までの5つの類型等にわけ、それぞれの対応が決められている。

表 45 年次別届出数(一類、二類及び三類感染症)

	一類感染症 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱	二類感染症 急性灰白髄炎、ジフテリア、SARS、MERS、鳥インフルエンザ(H5N1)、鳥インフルエンザ(H7N9) (結核は別集計)	三類感染症					総数
			コレラ	細菌性赤痢	腸管出血性大腸菌感染症	腸チフス	パラチフス	
平成 29 年	-	-	-	3	35	-	2	40
30 年	-	-	-	3	45	-	-	48
令和 元年	-	-	-	1	27	2	-	30
川 崎	-	-	-	-	10	1	-	11
幸	-	-	-	1	3	-	-	4
中 原	-	-	-	-	7	-	-	7
高 津	-	-	-	-	4	-	-	4
宮 前	-	-	-	-	1	1	-	2
多 摩	-	-	-	-	2	-	-	2
麻 生	-	-	-	-	-	-	-	-

資料: 健康安全研究所

令和元年